

地域包括ケア情報共有システム構築業務委託プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

地域包括ケア情報共有システム構築業務委託

(2) 業務目的

従来から、電話や窓口にて介護事業者個別に対応している介護認定審査の進捗状況の問い合わせや、書面で申請を受付け、写しの交付を窓口で個別に行っている認定審査会資料の情報提供について、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したクラウドサービス上で共有することにより熊本市と介護事業所互いの業務効率向上を図ることで、ひいては被保険者のサービス向上へ繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行場所

熊本市内

(5) 履行期間

契約締結後から令和7年3月31日まで

(6) 提案上限額

64,130千円

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

熊本市健康福祉局高齢者支援部介護保険課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

電話番号：096-328-2347

電子メール：kaigohoken@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定

に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 法人格を有すること。
- (10) プライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）認証を取得している者であること。
- (11) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービス」におけるサービス分類「10 地域への情報提供・情報公開」においてサービスの登録がある当該サービスをもって本業務の実施を提案出来る者であること。
- (12) 地方公共団体において、同種または類似業務において、当該業務を元請として完了した実績が1件以上有すること。（ただし、再委託による業務の実績は含まない。）
- (13) 業務全般に責任を持つプロジェクト管理者として、米国プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP（Project Management Professional）試験合格者又は IPA（情報処理推進機構）のプロジェクトマネージャ試験の合格者を配置できること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、発注者の理解を得ること。）
- (14) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

4 委託事業者選定スケジュール

実施内容	実施期限又は期日
公募開始・参加表明書受付開始	令和6年5月24日(金)
質問書の提出期限	令和6年6月20日(木)
質問書への回答通知	随時(ホームページ掲載)
参加表明書の提出期限	令和6年6月20日(木)
参加資格通知	令和6年6月21日(金)
提案書の提出期限	令和6年7月22日(月)
ヒアリング審査予定日	令和6年7月29日(月)
選定結果通知予定日	令和6年7月30日(火)

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和6年5月24日(金)から令和6年7月31日(水)まで熊本市ホームページへ掲載する。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

(2) 提出書類

本件プロポーザルの参加希望者は、必要に応じて以下の書類を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) LGWAN-ASPの登録が確認できるもの

(エ) 同種又は類似業務における契約書の写し

(オ) 試験合格が確認できるもの(PMP試験・IPAプロジェクトマネージャ試験)

(3) 提出期限

令和6年6月20日(木)17時まで(必着)

(4) 提出先

2担当部局とする。

(5) 提出方法

原則電子メールにて提出すること。

※必ず電話で着信を確認すること。

(6) 参加資格の確認

参加表明書を提出した者について、提案書の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を電子メール(PDFデータ)で交付します。

ア 通知日

令和6年6月21日(金)17時までに通知を行う

イ 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

提案資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

市長は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 説明会

説明会は実施しない。

7 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月20日（木）17時まで（必着）

(2) 提出先

2担当部局とする。

(3) 提出方法

原則電子メールにて提出すること。

※必ず電話で着信を確認すること。

(4) 回答法

随時熊本市ホームページに掲載する（個別での回答は行わない）。

※ファックスや電話、口頭による質問、問い合わせには応じないため、質問内容が明確になるよう注意すること。

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

9 提案書等の提出

5（6）の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第4号）

イ 参考見積書及び内訳書（様式不問）

※提案書類の企画はA4サイズ左とじ・横書き・片面とする。図面等A4サイズよ

り大きな書類がある場合は A4 サイズに折り込む

(2) 提案書類作成上の注意点

ア 提出書類は A4 版左とじ・横書き・片面とする。

イ 提案書の枚数制限なし

ウ 提出書類は、企業名を記載したものと企業名を伏せたものの 2 種類を準備すること。なお、必要部数は、企業名を記載したものの 1 部、企業名を伏せたものの 9 部とする。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 22 日 (月) 17 時まで (必着)

(4) 提出先

2 担当部局とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参の場合は 9 時から 17 時まで (休日を除く) とする。

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ウ 封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(6) 提案の辞退

提案書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面 (様式不問) で提出すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 6 年 7 月 29 日 (月) を予定。

※実施時間等の詳細は、5 (6) の参加資格の確認の結果と併せて通知する。

(2) 実施場所

熊本市役所 10 階会議室

(3) 実施内容

ヒアリング等は次のとおり実施します。

名称	内容	所要時間
プレゼンテーション	提案書に関して説明	約 20 分
質疑応答	提案内容について質疑応答	約 10 分

(4) 出席者

ア 3 名以下とすること。

イ 出席者はいずれも、業務受託後、本業務に主体的に関与する者とする。

(5) 注意事項

- ア パソコン等の必要な機材の持ち込みは、提案書等に記載した内容を説明するために使用する場合に限り認めることとする。
- イ プロジェクターは本市で用意できるが、接続や、映写の確認等は提案者の責任において実施すること。
- ウ ヒアリングの際は、公正を期すために企業名は伏せて行うこと。
- エ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

11 審査の方法等

(1) 審査の主体

「地域包括ケア情報共有システム構築業務委託受託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「地域包括ケア情報共有システム構築業務委託受託候補者選定審査会(以下「審査会」という。)」にて行う

(2) 審査の基準

「評価基準表」によるものとする。

(3) 審査の方法

- ア 審査会は、提案書及びヒアリングを評価基準表に基づき審査し、受託候補者の選定を行わなければならない。
- イ 評価合計の最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数者いる場合は、その中から審査会の議決により選定する。
- ウ 提案内容が評価点の60パーセント未満である場合、又は、各小項目の評価点が0点の評価となったものは、要求する水準に満たないものとして受託候補者の選定に至らないものとする。

12 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果(参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。)について熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

14 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

- (3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること(消せるボールペンは不可)
- (8) 業務責任者(又は従事メンバー)の確認等
- ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の業務責任者(又は従事メンバー)は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の業務責任者(又は従事メンバー)と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に市長の承認を得るためには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。
 - イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。